

江東区の職場・地域、議会などくらし・平和を守る運動をご紹介します。

憲法を暮らしに生かす 草の根の運動をひろげて

江東生活と健康を守る会



辰日での守る会主催の相談会

格差と貧困がひろがっています。憲法第25条の生存権を守るため活動している江東生活と健康を守る会を取材しました。

国民生活の最低限の水準を示す生活保護制度を守り、保護行政の改善を

「そもそも1950年生活保護法施行にあたってだされた厚生省事務次官の通知は『保護の実施に際するものは、常にその区内に居住する者の生活状態に細心の注意を払い、保護の漏れることのないように』とされている、これが保護行政の本来の在り方なんです。」

(佐藤巖会長談)

自公政府は社会保障切り下げのために、生活保護費から、老齢加算の廃止、母子加算の縮小を強

行しました。全国的には厚生省の指導で福祉事務所が申請も受け付けない冷たい対応で、死に追いやられる悲劇が起っています。

守る会の真価は 親身な相談活動

現在、区内では4、739世帯、6、380人(06年7月)が生活保護を受給しています。(1996年は2400

世帯3307人、この10年間で倍化しました。)最近「もう死ぬしかないと思った」という切実な相談者が急激に増えています。保護支給開始にこぎつけた人々から「ほ

国保・介護保険・公営住宅など 多様な要求に心えて

3月末現在、区内の20、252世帯が国民健康保険料を滞納しています。この6・7月に通知された高齢者の住民税・国保・介護保険料の大きな負担増によって、滞納は一層加速されることになり、「国民皆保険」制度が崩れていきます。

「守る会はずい」と喜ばれています。今後は制度や権利学習をすすめて、地域の班でも相談が受けられるようになることをめざしています。

時の通報システム、福祉電話、手摺の取り付け、インターホンなどの制度活用をすすめています。守る会事務所で取材中、都営住宅に当たった女性が嬉しそうに訪れてきました。公営住宅の絶対数の不足は深刻です。江東ではシルバーピア1戸の募集に183人が殺到しました。東京都は公営住宅法にそむいて、都営住宅の新設はゼロです。そして入居者の追い出し入れ替えを策しています。承継を配偶者のみに限定しようとするような企みに対して、守る会反対しています。

平和・くらし風土記 ⑩

生活困窮者の命綱 下町に芽生えた活動の原点

60年代、都市勤労者のあいだで、重税、公共料金引き上げ反対、医療・生活保障拡大などのたたかいがすすみました。

江東では1965年3月16日、枝川在住の有志で江東生活と健康を守る会(会長 武田松太郎)が結成されました。その頃枝川には、在日朝鮮人の集落がつくられ、銃眼のついた交番もあるなどタクシーも寄り付かない地域でした。橋を渡るとゴミ運搬の舢舨が浮かび、猫のような大きなネズミが出没し、雨が降れば膝まで水に浸かります。

当時、守る会事務局の中村強さんは、「困っている人と同じ目線で活動することを原点に活動をすすめたといえます。深川の運河沿いには兵舎のような建



枝川1丁目の街並み

物が作られ、都内の浮浪者や母子家庭などの人々が收容されました。東京都は人間をゴミと一緒にこの地域に集めてきたといわれていました。その母子寮や单身寮ごとに守る会の班を組織し、衣食住や教育、医療の切実な要求から害虫駆除や消毒など、福祉事務所に要請する運動にとりくみました。こうして一年後には、13班、276人の会に成長しました。

1968年頃、大島の日本鋳鋼が倒産したときには、早速駆けつけ、解雇されたほぼ100人全員が生活保護を受けられるように手助けしました。

90年代には、白内障眼内レンズの保険適用・区の助成、シルバーカー300台分の予算化、2000年までに1537台の無償給付が行われました。

こうした活動を通じて、さらに発展をめざしています。

潮騒

障害児をもつ母親から障害者自立支援法の影響について聞き取りをしてみると、「障害者はこの世に生まれてはいけないのですか」「生んではいけないのですか」と、突然声を荒げました。戦時、国民はひどい生活水準と無権利状態におかれ、障害者は障害の苦しみに加え、無権利と社会的差別の二重の重荷に苦しめられました。政府は法律で、家族に精神障害者を鎖でしばり、部屋にとじこめるよう義務づけました。「元日本兵が語る『大東亜戦争』の真相」は、「戦争は、倫理観、義理、人情、弱い者を助ける、人の苦しみを己のものとする気持ちをすべてまひさせる」と語っています。格差社会で国民を苦しめ、憲法九条改悪で日本を海外で戦争する国へとたくらむ国民、公明政権、国民に苦難をおしつけ、さらに障害者の生きる権利まで奪う法律を強行しました。応益負担撤回など障害者自立支援法の抜本見直し、減免策実施を求める運動は、国民の生活と平和をまもる最前線のたたかいの一つです。

区の福祉水準を下げないで!



僕たち、作業所大好き!

障害者自立支援法が今年4月に施行され、作業所などの利用料が
応益負担(所得に係る率一割負担)となり利用者・施設とも
大変な負担になっています。各関係者の声を紹介します。

利用料は賃金の3倍に!



石塚真也さん

石塚容子さん(大島
7在住)は語ります。

「うちの真也は20歳
になります。作業所が
大好きで、朝10時から
夕方4時まで働いてい
ます。割り箸の袋入れ、
インスタントカメラの
乾電池の取り出し作業
などの仕事で一ヶ月の
工賃は5千円から6千

円程度です。

4月から自立支援法
施行で、これまでは利
用料が無料だったのに、
約1万6千円、給食費
を含めると2万5千円
も払わなければならな
くなりました。

障害者やその家族は
生活保護より低い収入
の人が沢山いるので、
利用料が高くて払えな
いからと退所する人も
出てしまいそうです。

けるようにと長い間、
力を合わせて運動して
作った作業所です。職
員も仲間たちもみんな
が暖かい目で見守って
くれます。

先輩のお母さんたち
が障害児が卒業後、働
くお金を使うくせに、
作業所の利用料や介護
の費用なんかを値上げ

江東区障害児・者団体連絡会

区長に緊急要望署名

江東区障害児・者
団体連絡会(以下江
障連)の会長中川多
美子さんに伺いまし
た。

「障害者自立支援
法が今年4月から施
行され、10月から5
年かけて本格的に移
行していきます。8
月初め、江障連の会
議をもちました。す
でに本格移行を前に

する、そんな弱いもの
いじめに本当に腹が立

報酬単価引き上げと利用料減 免、区独自事業の存続を

真也さんが通ってい
る支援費対象施設の施
設長さんは、「自立支
援法が実施され利用者
の応益負担にかわった
請求書を書いて、負担
のあまりの高さにびっ
くりしました。



項目の要請文をまと
め、この秋提出の予
定です。是非多くの
皆さんのご協力をお
願いします」。

署名についての
お問い合わせは「江
東区障害児・者団
体連絡会」江東区
猿江一ー一八一九
乳幼児・親子教室
気付

電話・FAXともに
三六三五一四六一六

ちます」。

その結果、利用料払
えない場合は、利用を
控えるのではないかと
心配しています」と話
しています。

また取材を続けるに
つれて様々な自立支援
日本共産党区議団は、
第二回定例会本会議の
代表質問で、障害者自
立支援法が強制施行さ
れ四月から「応益負担」
になり「障害が重いほ
ど自己負担が多く自立
を阻む過酷な制度」と
批判、「区長は国に心
益負担の撤回を求めよ」
と迫りました。また、
区の重度障害者負担軽
減利用者は、たった16
人。荒川区では、利用
者負担がほとんど無料
で施設利用を3%に軽
減するなど手を打って
いるとして、区長に通
所施設の食費負担の軽
減を求めました。さら
に「自立支援法」で通
所施設の収入が減り経

障害者に冷たい区政!

＝ 共産党が支援策を迫る ＝

法の問題点が分かって
きました。

その一つは、支援費
対象施設の運営費が大
幅に減り、支援の低下
が心配される事です。

二つは、今まで地域
に根付いていた都や区
独自の障害者支援の制
度がなくなるのではな
いかという心配です。

その三つは、区の業
事となる視覚障害者や

これに対し室橋区長
は「利用者の自己負担
は持続可能な制度のた
めやむを得ない」「国
に撤回を求める考えは
ない」。

区の具体的な施策に
は「ホームヘルプ利用
の重度者に軽減策を設
けた」、障害者施設支
援について「区の直接
補助は考えていない」
などと答え、傍聴者か
ら「ひどい!」と冷た
い区政に怒りの声があ
がっていました。

知的障害者の移動介護
がそのまま実施される
かどうかや聴覚障害者
コミュニケーション支援
の有料化が心配されて
います。その他様々な
問題が出されています
たが、取材を通じて障
害者自身の「自立支援
法は本当に自立を支援
するかどうか問題だ
という話が印象に残り
ました。

9月の日程

9月13日(水)19時、
江東社会保障学校
(講師小池晃)、土
建会館

9月16日(土)10時、
障害者・難病問題
を考える区民の集
い、墨東養護学校

9月22日(金)6
時半、マンシオン
相談会、総合区民
センター7F研修
室

9月23日(土)12時
第20回第五福竜
丸のつどい、第五
福竜丸展示館

9月24日(日)13時
保育のうたこえ祭
典、ティアラ江東

9月27日(水)6
時半、江東革新懇
文化センター第4・
5研究室